

府内市町村における手話言語条例の制定状況等について

■手話言語条例の制定状況

○すでに制定済【4市町】

【理事者提案】3市町
堺市、大東市、熊取町

【議員提案】1市
大阪市

○検討中【21市町村】

【理事者提案】11市町
東大阪市、貝塚市、富田林市、和泉市、箕面市、羽曳野市、四条畷市、交野市、
大阪狭山市、豊能町、田尻町

【議員提案】
なし

【条例提案者未定】9市町村
泉大津市、守口市、寝屋川市、河内長野市、松原市、門真市、忠岡町、岬町、
千早赤阪村

○制定予定なし（その他含む）【19市町】

高槻市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、茨木市、八尾市、泉佐野市、
柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、阪南市、島本町、能勢町、太子町、河南町

■手話言語条例に関する事業の実施状況

○普及啓発【4市町が実施】

大阪市、堺市、大東市、熊取町

○暮らす

なし

○学ぶ【2市町が実施】

大東市、熊取町

○働く【1市町が実施】

大阪市